

議案第 27 号

四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例について

四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町滞在型市民農園条例の一部を改正する条例

四万十町滞在型市民農園条例（平成 21 年四万十町条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第 5 条中「行なう」を「行う」に改める。

第 7 条第 2 項中「4 回を限度として」を「別表第 1 に掲げる範囲内でこれを」に改める。

第 11 条第 1 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表滞在型農園の項を次のように改める。

滞在型農園	1 区画	
	A タイプ (No. 1 ～15)	360,000 円
	B タイプ (No.16～22)	420,000 円

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 （第 7 条関係）

利用開始年度	更新回数
平成 22 年度及び平成 23 年度	4 回
平成 24 年度	3 回
平成 25 年度以降	2 回

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。